

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部
を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

2 改正理由及び内容

国家戦略特別区域法の改正により、認定事業者に対する立入検査等の規定が整備されたことに伴い、条例の規定を整理するため。

3 施行年月日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙1のとおり